

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

【自然的条件】

本市は岐阜県の中南部に位置し、東西南部は関市に、北部は郡上市にそれぞれ接しており、東西12.5km、南北15.8km、面積117.01km²である。

北方には標高1,163mの瓢ヶ岳がそびえ、市の中央を南北に長良川が貫流し、板取川がこれに合流している。北部及び西部は、板取川・長良川をはさんで急傾斜の山が連なり、南部は長良川による沖積平坦地である。

地質は山地が秩父古生層に属し、北部は第3紀の流紋岩及びその破碎岩類からなり、他の山地は、古生層のチャート、砂岩、粘板岩からなっている。南部平坦地は第4紀新層の沖積層に属し、六反、生櫛、志摩地域は乾田の砂質壤土であるが、藍見、大矢田地域は湿田の砂質壤土となっている。

気象については表日本の気候に属し、夏は東南の季節風の影響によって温暖多湿であり、冬期は西北の季節風が強く、降水日数は、年平均140日程度で年間を通して、適当な気温と雨量に恵まれた平穏な地域である。

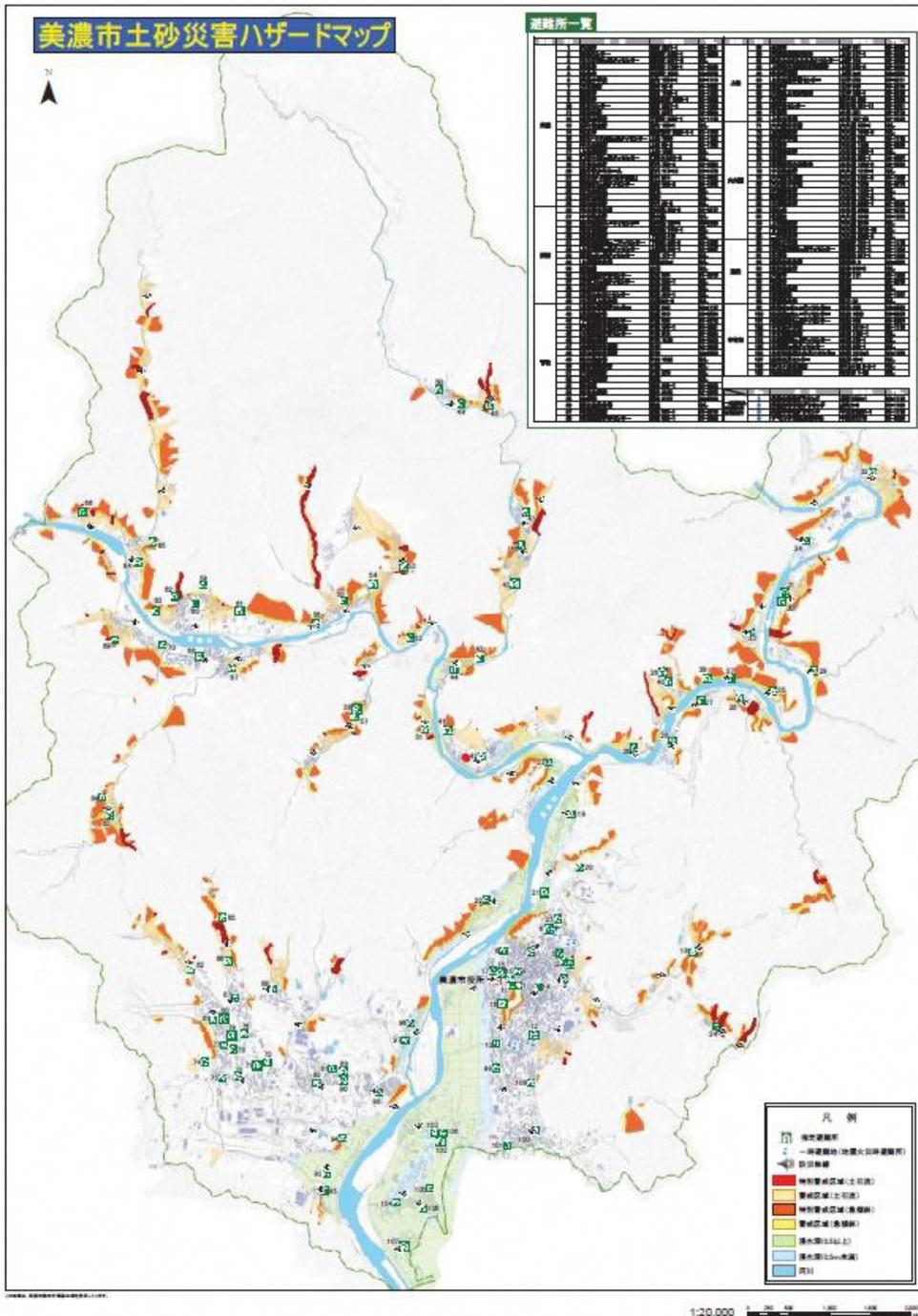
【過去の主な災害発生状況】

発生年月日	災害の種別	被害状況
明治24年10月28日	地震	濃尾大震災（直下型）。民家に半壊等の被害
明治25年8月22日～23日	水害	長良川大洪水。家屋と田畑流失、床上浸水等
明治29年7月20日	水害	生櫛村道塚堤防決壊、全戸浸水
明治29年8月30日	風水害	生櫛村浸水
明治29年9月6日～9日、11日～12日	風水害	総雨量630.6mm、大水害となる
大正元年9月23日	台風	大正台風による大暴風雨
昭和34年9月26日	風水害	伊勢湾台風で大被害
昭和35年8月11日～12日	風水害	台風11、12号で被害
昭和36年9月16日	風水害	第2室戸台風で被害
昭和40年	火災	古城山火事で3ha焼失
昭和51年9月12日	風水害	台風17号による長良川の決壊、溢水により被害。被害総額40億2,438万円
平成9年11月19日	火災	産業廃棄物中間処理施設から出火し、山林等を延焼。約5,048m ² を焼損し鎮火
平成11年9月15日	風水害	台風16号及び秋雨前線による大雨。半壊等被害
平成16年10月20日～21日	風水害	台風23号。全壊等被害
平成17年	雪害	12月5日からの大雪。半壊等被害
平成29年8月18日	風水害	大雨。一部破損等被害
平成30年7月5日～8日	風水害	大雨。一部破損等被害
平成30年9月4日	台風	台風21号。半壊等被害

過去の災害では、台風による大雨から長良川等の河川が溢水する風水害が多い。また、それに伴って市域の8割を占める山林の土砂災害も今後懸念される。

(土砂災害：美濃市土砂災害ハザードマップ)

美濃市土砂災害ハザードマップによると、市内各地域で特別警戒区域や警戒区域に指定されているが、特に北部地域の長良川、板取川等河川の周辺や北部山間部に入った地区に多数存在する。主要道である県道81号美濃洞戸線より山間部に入った北西部の地区では、地滑り等の土砂災害により孤立する可能性がある。この地区には、プラスチック加工業や製紙業などの製造業が集積している。



(地震：J-SHIS、美濃市地域防災計画)

J-SHISによると、今後30年間で震度6弱以上となる地震が発生する確率は0.1%～26%となっている。代表的な地点については、以下のとおりである。市南部及び長良川、板取川付近の確率が高くなっている。

北東部	長良川鉄道洲原駅付近	10.5%
北西部	美濃和紙の里会館付近	10.2%
中部	新美濃橋付近	15.1%
中部	うだつの上がる町並み付近	6.3%
南部	美濃IC付近	17.7%

また美濃市地域防災計画では、①南海トラフ地震、②阿寺断層系地震、③跡津川断層地震、④養老一桑名一四日市断層帯地震、⑤高山・大原断層帯地震の5地震の被害を想定している。地震発生時刻は被害の特徴から、次の2ケースとしている。

想定時刻	被害の特徴
午前5時	建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。
午後6時	火器使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。

① 南海トラフ地震 想定震度：5強～6弱

項目		午後6時 () は午前5時の場合
人的被害	死者数 (人)	6 (10)
	重傷者数 (人)	14 (20)
	負傷者 (人)	176 (292)
	要救出者数 (人)	19 (29)
避難者数 (人)		1,991
帰宅困難者 (人)		98
建物被害	全壊 (棟)	600
	半壊 (棟)	1,844
出火件数 (件)		1

② 阿寺断層系地震 想定震度：5弱～6弱

項目		午後6時 () は午前5時の場合
人的被害	死者数 (人)	2 (3)
	重傷者数 (人)	5 (6)
	負傷者 (人)	93 (155)
	要救出者数 (人)	6 (9)
避難者数 (人)		518
建物被害	全壊 (棟)	55
	半壊 (棟)	674
出火件数 (件)		1

③ 跡津川断層地震 想定震度：5弱～6弱

項目		午後6時 () は午前5時の場合
人的被害	死者数 (人)	3 (4)
	重傷者数 (人)	7 (8)
	負傷者 (人)	116 (193)
	要救出者数 (人)	8 (12)
避難者数 (人)		711
建物被害	全壊 (棟)	103
	半壊 (棟)	878
出火件数 (件)		1

④ 養老一桑名一四日市断層帯地震 想定震度：5強～6弱

項目		午後6時 () は午前5時の場合
人的被害	死者数 (人)	11 (19)
	重傷者数 (人)	26 (37)
	負傷者 (人)	260 (417)
	要救出者数 (人)	35 (55)
避難者数 (人)		1841
建物被害	全壊 (棟)	472
	半壊 (棟)	1,875
出火件数 (件)		1

⑤ 高山・大原断層帯地震 想定震度：5弱～6弱

項目		午後6時 () は午前5時の場合
人的被害	死者数 (人)	1 (2)
	重傷者数 (人)	3 (3)
	負傷者 (人)	68 (111)
	要救出者数 (人)	3 (5)
避難者数 (人)		383
建物被害	全壊 (棟)	39
	半壊 (棟)	503
出火件数 (件)		0

(感染症)

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しており、現在では新型コロナウイルス感染症が新たな脅威となっている。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫をもっていないため、パンデミック（世界的大流行）となり、日常生活や経済活動に支障をきたすなど、社会に大きな影響をもたらす恐れがある。

(その他)

台風による被害は過去にも度々発生している。大型台風が接近通過する場合には、上野陸橋の落橋や片知市道が決壊した昭和51年9月12日の台風17号(被害総額40億2,438万円)のような大規模な被害が市内全域にわたって発生するものと想定される。

(2) 商工業者の状況

当市の商工業者数及び小規模事業者数は以下の通りである。

- ・ 商工業者数 1, 134 事業者
- ・ 小規模事業者数 953 事業者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数
農林漁業	9	8
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	122	119
製造業	367	310
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
情報通信業	1	1
運輸業、郵便業	19	13
卸売業、小売業	259	205
金融業、保険業	16	12
不動産業、物品賃貸業	36	35
学術研究、専門・技術サービス業	31	26
宿泊業、飲食サービス業	120	89
生活関連サービス業、娯楽業	91	84
教育・学習支援業	23	20
医療、福祉	9	8
複合サービス業	8	6
サービス業〈他に分類されないもの〉	23	17
合計	1, 134	953

(平成28年経済センサス活動調査)

製造業を中心とする第2次産業と、小売業や飲食等サービス業を中心とする第3次産業が多くを占めている。小売店や飲食店は、中心市街地として商店街を形成している「うだつの上がる町並み」(国選定重要伝統的建造物群保存地区)や、岐阜市から美濃市を通り富山県高岡市に繋がっている国道156号沿いに多く存在する。製造業については、市内全域にわたって点在しているが、古くから「美濃和紙」の産地である上牧地区にはプラスチック、一般機械、製紙等が集積している。

(3) これまでの取組

1. 美濃市の取組

- ・ 美濃市地域防災計画の策定
(昭和58年11月15日策定。直近では平成31年3月31日改定)
- ・ 美濃市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(平成26年6月策定)
- ・ 美濃市業務継続計画の策定(平成30年3月1日策定。以降、毎年度修正)
- ・ 美濃市国土強靱化地域計画の策定(令和3年3月31日策定予定)
- ・ 美濃市防災訓練の実施(年1回実施、直近では令和2年8月30日に実施)
- ・ 災害時における協定の締結(自治体等: 16、団体・企業等: 38)

・防災備品の備蓄（以下、主な備蓄品。種類により各地区にある倉庫や体育館に分散備蓄）

備蓄品	数量	備考
食料	7, 940食	
飲料水	3, 360本	500ml
粉ミルク	16缶	
粉ミルク	400本	スティックタイプ
使い捨て哺乳瓶	97本	
生理用品	2, 880個	
毛布	556枚	
エアーマット	500枚	
エアーストック	14台	電源使用タイプ
段ボールベッド	30台	
アルミブランケット	1, 100枚	
排便袋（凝固剤）	2, 060枚	洋式トイレにかぶせて使用
パーテーション	69張	
避難所用間仕切り	15セット	カーテンタイプ
オストミー対応トイレ	1台	
ブルーシート	108枚	
発電機	13台	
大型扇風機	20台	
大型冷風機	20台	
大型石油ストーブ	8台	

2. 美濃商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（店頭チラシを常設）
- ・県下商工会議所の経営支援員を対象としたBCPや事業継続力強化計画をテーマとした研修会に参加（令和元年10月～12月 のべ5名）

II 課題

◆事業者の防災・減災対策

・各地で毎年のように自然災害が発生しているが、十分な防災・減災対策を行っている事業者は少ないのが現状である。その要因としては、防災・減災に対する問題意識の欠如、ノウハウ・スキル不足等が挙げられる。

・感染症対策において、予防接種の推奨や手洗いの徹底、社内ルールの確立、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。

◆当所と当市の連携体制

・当所と当市で災害時の連絡体制や情報共有、役割分担等の具体的な連携体制が整備されていない。

◆当所の支援体制

・当所職員について、BCP及び損害保険や共済制度について十分な知識を持った職員が不足している。

Ⅲ 目標

小規模事業者の自然災害及び感染症への事前準備や事後の早期復旧を実現するため事業者BCPの策定を支援し、不測の事態が起こっても事業活動が継続できる自然災害等に強い事業所を創出することを目標とする。そのために以下の取組を実施する。

◆事業者の防災・減災対策

・事業者の立地条件から見た災害リスクや感染症等のリスクを認識してもらい、防災・減災対策の必要性を周知する。その上で事業者BCPの策定を支援する。

【目標件数】	(年)
事業継続力強化支援 巡回・窓口支援件数	50件
事業者BCP策定セミナーの開催	1回
事業者BCP作成支援事業者数	12件
事業者BCP作成事業者数	6件

◆当所と当市の連携体制

・災害時に速やかな復興支援が行えるよう、また感染症発生時に速やかに感染拡大防止対策が実施できるよう、当所と当市の連携体制を構築する。

◆当所の支援体制

・当所職員について、BCP及び損害保険や共済制度の知識向上を図り、支援スキルを習得する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

◆周知の方法

・当所会報や市広報、ホームページ等において、行政の施策、リスク対策の必要性、損害保険の概要等を紹介する。

・巡回・窓口指導時に、ハザードマップ等により、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・事業継続の取組に関する専門家を招いてセミナーを開催し、防災・減災対策の必要性及び事業者BCPの策定手法について周知する。

◆事業者BCP策定支援

・巡回・窓口指導、セミナーを通して事業者BCPを策定したい事業者を掘り起こし、その事業者に対してノウハウの提供等策定を支援し、計画に沿った実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

◆感染症リスクの周知

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

◆当所職員のスキルアップ

・災害リスクを周知するためには、当所職員のBCP及び損害保険や共済制度に対する知識向上が必要である。そのために、当所及び他団体主催の事業継続の取組に関するセミナーに積極的に参加する。また、専門家と連携して事業者BCPの策定にあたる場合には当所職員が必ず同行し、支援スキルの向上を図る。

2. 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・令和4年3月までに当所自身の事業継続計画を策定する。

3. 関係団体等との連携

・独立行政法人中小企業基盤整備機構・・・事業者BCPの策定に積極的な事業者に対して専門家の派遣を依頼し、連携して策定支援を行う。

・東京海上日動火災保険株式会社・・・事業者BCPの策定に積極的な事業者に対して専門家の派遣を依頼し、連携して策定支援を行い、また必要な損害保険について紹介する。

・感染症に関しては、リスクファイナンス対策として、各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介及び加入促進を図る。

4. フォローアップ

・事業者BCPを策定した事業者に対して取組状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。

・(仮称)美濃市事業継続力強化支援協議会(構成員:当所、当市)を年1回開催し、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する。

5. 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、当所と当市の連携体制の確認を行う((仮称)美濃市事業継続力強化支援協議会で訓練が必要であると判断した場合には訓練を実施する)。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害発災時及び感染症発生時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1. 応急対策の実施可否の確認

◆自然災害

- ・勤務時間内・・・来客や職員の安全を確保し、避難場所や避難経路の確認をする。
- ・勤務時間外・・・発災後1時間以内にSNS、携帯電話等により職員の安否確認を行い、出勤可否及び出勤可能時間を確認する。
- ・人命の安全が保たれた後、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を共有する。連絡窓口については以下の通りとする。

団体名	第1順位	第2順位
美濃商工会議所	専務理事	事務局長
美濃市産業振興部産業課	課長	課長補佐

◆感染症

- ・国内に患者が発生後、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の感染症対策の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、美濃市における感染症対策本部設置に基づき当所の感染症対策を行う。

2. 応急対策の方針決定

◆自然災害

- ・当所と当市の間で、被害規模や被害状況に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況	応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置、相談業務 ・被害調査、経営課題の把握業務 ・復興支援施策を活用するための支援業務

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急相談窓口の設置、相談業務 ・ 被害調査、経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に実施しない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

◆感染症

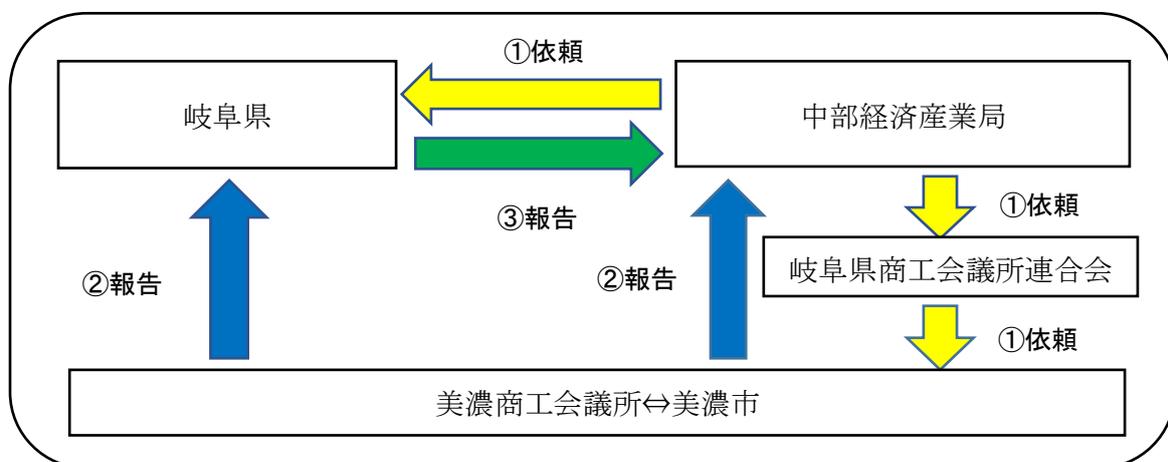
・ 当市で取りまとめた「美濃市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を当所と当市で実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

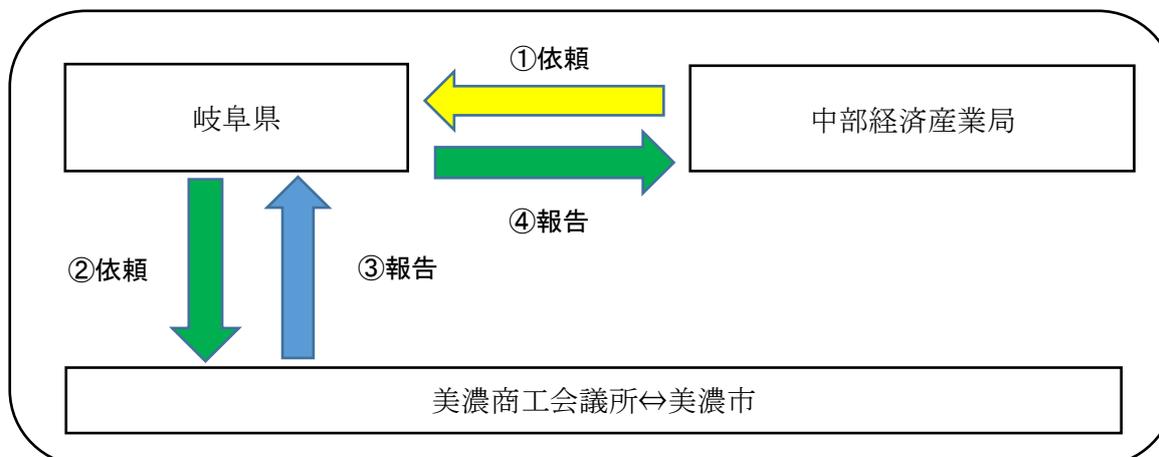
- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当所又は当市より岐阜県（商工政策課）へ報告する。

（被害情報の報告の流れ）

【初動対応】



【被害実態の把握】



〈4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や岐阜県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした施策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・岐阜県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

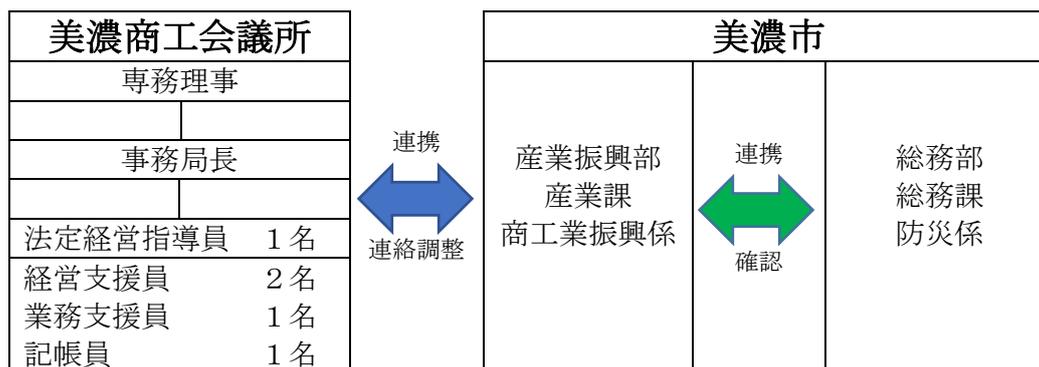
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年2月現在)

(1) 実施体制 (美濃商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/美濃市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/美濃商工会議所と美濃市の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営支援員 高井 直矢 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

美濃商工会議所 中小企業相談所

〒501-3743 岐阜県美濃市78番地の7

TEL: 0575-33-2168 / FAX: 0575-33-3183

E-mail: info@mino-cci.or.jp

②関係市町村

美濃市 産業振興部産業課

〒501-3792 岐阜県美濃市1350番地

TEL: 0575-33-1122 (代表) / FAX: 0575-31-0052

E-mail: sangyou_280@city.mino.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、美濃市補助金、岐阜県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等